

# 鳥取縣公報

第 千 四 十 號

昭和十四年六月二十三日

金 曜 日

本報ノ大キサ國定規格A5判

## 告 示

◇鳥取縣告示第四百十號

倉吉財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢査章返納並ニ交付セリ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事 齋 見 露 雄

區分	年 月 日	番 號	役 場 名	職 名	氏 名
返納	昭和十四年六月七日	四六	東伯郡以西村役場	書記	那須伊勢雄
交付	昭和十四年六月十六日	六五	同	同	岩本定夫

◇鳥取縣告示第四百十一號

左記ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

鳥取縣公報

毎週曜日發行

(休日ニ當ル)

昭和十四年六月廿三日

(昭和十四年四月十五日)

昭和十四年六月二十三日

- 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
- 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 氣高郡湖山村四七〇番地 農 太 田 石 次 郎
- 一 埋立ノ場所 氣高郡湖山村字荒神前三四〇六番地先湖山池公有水面
- 一 埋立ノ面積 壹反二畝十三步
- 一 埋立ノ目的 水 田 造 成
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手 着手ノ日ヨリ一ケ年以内ニ竣功

鳥取縣告示第四百十二號

米穀生産費調査員左記ノ通解囑並囑託アリタリ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

解 囑 者	囑 託 者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託並解囑年月日
-------	-------	--------	---------	----------

西村禮治	影山繁次郎	八頭郡賀茂村	賀茂村役場	昭和十四年六月二十三日
------	-------	--------	-------	-------------

鳥取縣告示第四百十三號

果罷万所有ノ小學校准教員尋常小學校本科正教員小學校本科正教員免許狀火災ノ爲燒失セシニ付キ再

下附セリ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣告示第四百十四號

昭和十四年六月產婆名簿登錄ノ取消ヲ爲シタル者左ノ如シ

昭和十四年六月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣日野郡神奈川村大字俣野二六五四番地

昭和十四年六月七日附廢業ノ事由ヲ以テ產婆名簿取消ノ登錄出願ニ對シ昭和十四年六月十六日取消

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

下 原 節 子

鳥取縣告示第四百十五號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十四年六月二十三日

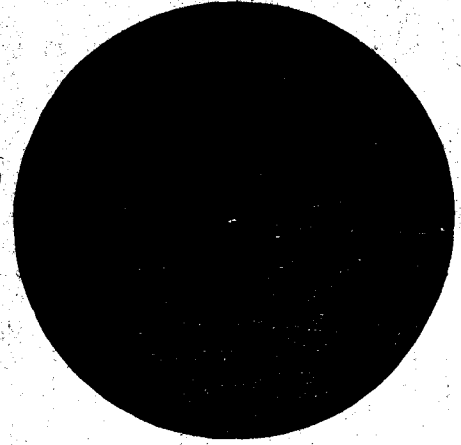
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所々在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
記號 番號	七 松本清次郎	鳥取市東品治町 昭和ハラス株式會社	一〇・三・二八	二二・一〇・三二	

米ひ二三九	岡本幸枝	米子市東町 日ノ丸自動車米子支社	一一〇、一九	一四、五、三一
米な三九大	谷宗一	米子市内町 株式會社中村藤吉商店	一三、九、二八	一四、三、一五
米かろ四〇	後藤專吉	米子市加茂町二丁目 合資會社加藤電氣商會	一一、六、二四	一四、五、三〇
鳥む一〇	中尾清治	鳥取市川外大工町 村津運搬部	一二、八、一〇	一四、六、八
鳥はよ四七	倉益登	鳥取市梶川町 馬場印刷所	一三、八、一一	一四、五、一

彙報 第九號

事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

目次

輕金屬事業法の制定	(商工水産課)	七頁
游泳場取締規則及同施行手續の改正	(衛生課)	九頁
本縣農林産増産計畫	(農産課)	九頁
支那事變國債	(學務課)	一三頁
事變下の農業勞働對策	(規畫課)	一六頁
物價の抑制に協力せよ	(商工水産課)	二〇頁
木炭瓦斯發生裝置設置の補助金交付	(林務課)	二二頁
薪瓦斯の推移に伴ふ	(學務課)	二三頁
本縣國民精神總動員の持續強化方策	(商工水産課)	二五頁
購買心抑制に對する小賣商の自肅について	(地方課)	二五頁
官公衛に於ける金の賣却狀況について	(社會課)	二六頁
傷痍軍人小學校教育養成所の開設	(學務課)	二七頁
興亞青年勤勞報國隊	(同)	二九頁
積糶賣に國債購入で銚後の奉公	(農産課)	三〇頁
婦人團體に於ける甘藷増産の協力について	(同)	三一頁
酒精原料甘藷耕種法改善規準	(社會課)	三二頁
傷痍軍人相談所の移轉	(社會課)	三三頁

凡て金の「府政」に實りせう



輕金屬製造事業法の制定

今春の議會に於て協賛を得た輕金屬製造業法がいよいよこの四月二十八日を以て公布せられた。その施行は追て勅令を以て定められることになつてゐるが、現下事變についてはもとよりその他一般諸用品として益々輕金屬の國內需要が多方面且つ多量となる趨勢に於て、我が國輕金屬の製造は實に喫緊の重要事である。しかも我が國としてはこれが製造原料たるボーキサイトトの産出がなく、且つ世界的に云つてもその産地はフランス、ハンガリヤ、ユーゴスラビヤ等の中歐地方や、南米のギヤナ、インド、南洋及アメリカ等で、東洋方面には未だその發見を見ない現状に於て、この法律の制定は國家的に云つても又國民生活の上から云つても種々關係深いものである。

輕金屬とは生としてアルミニウム、マグネシウムを云ふのであるが、これが製造の方法を今アルミニウムに例をとつて見ると、前記外國産のボーキサイトからアルミナ即ち酸化アルミニウムを作り、これを電氣分解してアルミニウムをとるのであつて、從來この方法以外には採用せられてゐる製造法はなかつたのである。

しかしアルミニウム分は決してボーキサイトばかりに含有せられてゐる。もので無くして日本内地の粘土、火山灰、朝鮮の明礬石滿洲及北支の礬土頁岩及硬質粘土中にも多量含まれてゐるのであるがこれらのものから純粹なアルミナを取る方法が未だ完成せられなかつた爲に、斯る東洋産の原料を以て製出することが出来なかつたのである。しかし今やこの製造法は着々研究せられ、工業化の見込も立ち、工場での生産も近く行はれることになつてゐるをうであつて、眞に慶賀の至りに堪へない。國家の爲に一日も早くその日の來らんことを希望する次第である。

法律の内容概略

輕金屬製造事業法は國防の整備及産業の發達を期する爲、本邦に於ける輕金屬製造事業の確立を圖るを目的とするものであつて、アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造をなす事業について制定したものである。

本法によると、輕金屬の製造はすべて政府の許可を要することになつてゐて、その許可を得ることの出来る會社は、帝國の法令によつて設立した株式會社であつて、株主、取締役、資金及び議決権共にその過半数が帝國臣民又は帝國法令に依つて設定した法人に屬するものに限ることになつてゐる。

而してこれが製造の奨励及保護施設として、

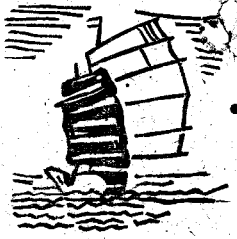
- 1 會社が認可を受けてから五年以内に、命令の定むる規模以上の設備をした場合は、その後五年以内その設備を以て營む輕金屬製造事業につき所得税、營業收益税其の他の課税を免せられるし、

本法施行の日より五年間は事業に必要な器具機械の輸入税を免せられる、

- 3 政府は必要に應じて會社に設備の擴張若しくは改良を命じ、それが爲生じた損害に對しては政府はこれを補償することになつて居り、
- 4 原料又は製造方法に關する研究又は試験を爲すものに對しては奨励金を交附することが出来る。

次に政府は×要の圓滑及價格の公正を圖る爲、必要があれば必要と認むる會社に對しアルミニウム、アルミナ、マグネシウム又はその製造原料及其の製造に必要な材料の買入、販賣、輸出、輸入、移出、移入を命ずる。(この會社を受命會社と云つてゐる)そして政府はこれが監督上製造會社又は受命會社に對して諸種の報告又は届出をなさしめ、監督上必要な命令を發し或は臨檢して検査をなすことを得ることとした

尚、本法各條の規定の目的を達し、且つ必要なる秘密を保持する爲に種々の罰則が設けられてゐる。



### 遊泳場取締規則及 施行手續の改正

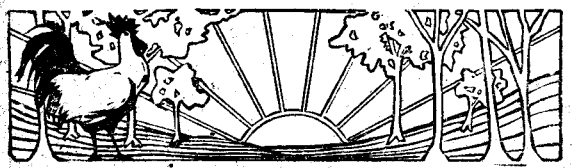
従來本縣に於て遊泳場(所謂海水浴場)を開設する場合には、昭和十年八月二十三日公布の遊泳場取締規則及同施行手續に依て、始め知事の開設許可を受け、遊泳場の設備が落成したら更にその使用許可を願出知事の許可を得ねばならない事になつてゐるのであるが、その後三ヶ年の實際狀況に依ると遊泳場内に於て諸種の物品の販賣者は貸與等を營む營業者が確定しない爲、經營者の開設申請も海水浴の期間に入つて行はれ、使用申請に至つては既に浴客が殺到して許可告示も時期を失するに至る有様であつた爲、今回六月二十日附を以て取締規則及同施行手續の改正が行はれた。

即ち今度の改正に依つて、開設許可を受けた遊泳場の設備が落成した時は所轄警察署に届出

でて検査を受け、検査の結果規定による構造設備が完備してゐる時には所轄警察署長が使用許可をすることになつたものであつて、即ち使用許可を警察署長の權限に移してこれが速行を期したものである。

### 本縣農林產増產計畫

政府に於ては戰時軍需、民需の充實並に國際收支の改善に資する爲、國民主要食糧や軍需及び貿易關係重要農林水産物の増産を圖る事としその目標を決定して各道府縣にこれを割當てこれが實現に努めると共にこれに伴ふ必要なる經費を計上して諸般の施設をすることとなつたので、本縣でも國策に順應してこれが増産目標を決定し國民總力によるその實現を期して



かる次第である。  
左に本縣割當の増産計畫を略記する。

(一) 農産物

一、米

増産目標  
基準數量 六十八萬二千九百八十二石  
増産數量 四萬三千四十六石  
計 七十二萬六千二十七石

増産施設概要

- (1) 地域別耕種改善基準の設定並にこれが實施促進獎勵
- (2) 病虫害防除獎勵
- (3) 指導普及施設助成
- (4) 増産獎勵
- (5) 部落團體事業助成

二、甘藷

増産目標  
基準數量 四百九十九萬七千三百八貫  
増産數量 一百十萬

計 六百九萬七千三百八貫

増産施設概要

- (1) 種苗育成その他研究事業獎勵
- (2) 優良種苗の配給事業獎勵
- (3) 實地指導施設獎勵
- (4) 乾甘藷製造設備獎勵
- (5) 配給幹旋獎勵
- (6) 増收競争獎勵
- (7) 増産獎勵
- (8) 共同育苗圃設置獎勵
- (9) 共同育苗巡回指導

三、苧麻

増産目標  
基準數量 (栽培面積) 五十町歩  
(生産高) 二萬八千六百七十斤  
増産數量 (栽培面積) 三十町歩  
(生産高) 二萬一千三百三十斤  
計 (栽培面積) 八十町歩  
(生産高) 五萬斤

増産施設概要

- (1) 優良種苗の配給事業獎勵

- (2) 苧麻纖維調製機設置獎勵
- (3) 實地指導獎勵

四、大麻

増産目標  
基準數量 (栽培面積) 十三町歩  
(生産高) 一萬三千七百三十斤  
増産數量 (栽培面積) 二十町歩  
(生産高) 二萬斤  
計 (栽培面積) 三十三町歩  
(生産高) 三萬三千七百三十斤

増産施設概要

- (1) 種子購入費助成

五、繭

増産目標  
基準數量 百四十萬六千七百二十八貫  
増産數量 七十萬八千四百十二貫  
計 百九十九萬三千三百二十二貫

増産施設

- (1) 繭増産獎勵  
基準數量を超過したる場合超過數量に對し貫當二十錢を交付す。

- (2) 違作防止施設助成  
養蠶實行組合に於て違作共濟蠶(掃立及蠶病豫防)の施設をなしたる場合、一組合に五十圓以内の獎勵金を交付す。
- (3) 桑園病虫害防除助成  
養蠶實行組合に於て桑病虫害防除の爲藥劑を購入したる場合反當五十錢以内の獎勵金を交付す。
- (4) 促成桑園の設置助成  
養蠶實行組合に於て速成桑園を設置し夏秋蠶に供用したる場合、反當九圓以内の獎勵金を交付す。
- (5) 指導獎勵助成

(二) 林産物

一、木炭

増産目標  
基準數量 五百四十五萬五千貫  
増産數量 普通木炭 七十萬三千貫  
(工業用を含む)

ガソリン代用木炭 四十三萬八千貫  
計 六百六十萬一千貫

増産施設

- (1) 連通式又は集合式窯構築補助  
築窯費の四分の一交付
- (2) 簡易運搬施設補助  
一輪車、リヤカーの購入並に作業道の開設費に對し經費の四分の一交付
- (3) 雪中製炭設備補助  
棧修理、炭材極積施設、炭材搬入設備炭窯防雪設備の經費に對し四分の一交付
- (4) 増産獎勵金の交付  
増産量に對し、貫當一錢以内交付
- (5) 現場傳習施設  
縣が傳習所を開設し教導す

(三) 畜産物

昭和十四年より同十八年に亘る五ヶ年の増殖計畫は次の通りである。

一、牛

増産目標 四萬五千八百七十七頭  
基準數量 八千五百十三頭  
計 五萬三千七百頭

増産施設

- (1) 國有貸付種牡牛の増加
- (2) 増殖資金貸付
- (3) 蕃殖障害の防除
- (4) 飼料自給促進
- (5) 牧野改良獎勵

二、豚

増産目標 三千三百五十一頭  
基準數量 二千七百四十九頭  
計 六千百頭

増産施設

- (1) 種豚配付増加

三、縮羊

増産目標

基準數量 百十頭  
増産數量 八百九十九頭  
計 一千頭

増産施設

- (1) 國有貸付縮羊の増加
- (2) 種縮羊購入獎勵

四、兎

増産目標 四萬一千二百九十九頭  
基準數量 三十五萬八千七百一頭  
計 四十萬頭

但し右計は兎毛皮として供出する數を含む  
増産施設

- (1) 拂下種兎の増加
- (2) 農村養兎設備に關し助成

五、鶏

増産目標 十二萬九千三百十九羽  
基準數量 八萬六千六百五十五羽  
計 二萬八千六百八十一羽  
計 四萬一千三百三十五羽

計 成鶏 十五萬八千羽  
計 雛 十二萬二千羽  
計 二十八萬羽

増産施設

- (1) 種雛の配付増加



支那專變國債

今までに帝國議會の協賛を経た支那專變の爲の軍費は總計百拾九億九千五百餘萬圓、實に日露戰役の時の六倍、日清戰役の時とは五十倍の巨額であります。しかしてその財源は租税その他の普通歳入に依るものも幾分はありますがその

00869

九割餘は國債によつてゐるのであります。しかも外國債に依らないのでそのすべてを内國債のみで調達しなくてはならないのであります。

この支那事變國債が萬一我が日本國民の力で消化し切れないとなると、大陸で御國の爲に命を捧げて戦つてゐる我が同胞に、必要な兵器や彈藥、食糧などを送ることが出来なくなるのであります。我々銃後の國民は出征兵士の勞苦を思ひ、各々分に應じて生活を刷新し浪費を戒めて出来得る限り國債を買ひ、戦費の調達に貢獻し銃後國民の務を果さなければならぬのであります。

### ◆國債の絶對安全と特典

云ふまでもなく國債は國家に對する貸付金でありますから、これ程安全確實なものはありません。如何に利廻りその他の條件がよくてもその元金に對する不安があつては貯蓄又は投資として充分なものでないのでありますから、國債を買ふと云ふことは個人的立廻からいつても大

變有利なものであります。

又國債には登録國債の制度がありまして、日本銀行の國債登録簿に登録して所有權を明かにして置けば盜難紛失等の心配は絶對にないのであります。この登録には料金は入りません。又郵便貯金をして居られる人は郵便局で國債を安全に保管して貰へるのであります。郵便局賣出の國債に限り一枚につき十錢といふ低い保管料で取扱つて貰へます。

尙國債は各種納税の延納擔保金や保證金等として現金を政府に納むべき場合に、その代用とすることが出来、その場合充當せられる價格は現金を納めるよりも有利に取扱はれます。

又國債の元利金は日本銀行の本支店及び代理店並びに全國の何處の郵便局でも受取れます。前に申しました登録國債にして置かれた方の利子は銀行の當座勘定に振込んで貰へますし、郵便局で保管して貰つた方の利子は知らぬうちに郵便貯金の中に加はつて行きます。また國債に對する税金は一般に輕いのであります。

00870

それから一旦買った國債で他家計上とか不時の入用等で現金に代へたい場合は郵便集配事務を扱つてゐる郵便局で買上げることになつてゐます。而も買上値段は僅かな實費としての手数料を差引くだけで賣却の時の國債の時價に賣却の時迄の経過利子をも加へた額に依るのであります。

### ◆國債の郵便局賣出と利廻

國債を廣く國民一般の間に普及させ、國民が舉つて國債を持つて戦費の調達に遺憾なきを期する爲、全國一万二千余の郵便局から賣出して至極簡單に且つ無手数料で國債を買ふ事が出来るやうにしてあります。

郵便局から賣出す國債は初には二十五圓券、五十圓券、百圓券、五百圓券の四種でありましたが、その後千圓券と十圓券とが加へられました。

賣出し値段は額面百圓につき九十八圓の割合であります。國債の利子は年三分五厘の割合で

ありますが、買入値段が額面以下で償還の時には額面通り支払はれるのでありますから、利息以外にその差額だけの利益が生れるわけでありまして、これを入れた國債の利廻は年三分六厘八毛に當り、極めてよい利廻になります。

### ◆割引國債

從來郵便局賣出國債は利札附のものでありましたが、利札で受取つた利子もとかく種々なことに使はれがちで貯蓄になり難いものでありますから、この利子をも一定の期間蓄積して利殖を圖ることを望む人の爲に、今回割引國債の第一回が發行せられて今賣出中でありまして、この割引國債は額面金額が十圓と二十圓とでありまして、十圓券は七圓に、二十圓券は十四圓に割引きしてあります。そして期限が来て償還される時には額面通り受取ることになるのであります。

割引國債は償還期限が十年で、利札附國債のやうに永くありません。その利廻は年二回の複



利にして三分五厘五毛に當ります。割引國債の特典も前記の利札附國債と同様であつて、又所得税や資本利子税がかゝらないのみならず、十圓券二十圓券に對しては有價證券移轉税もかゝりません。

### ◆國債と強き國力

世間では往々自分の家では僅かしか貯蓄が出来ないから、國債も十圓券一枚位しか買へない僅か一枚買つても國の爲には別に役にも立たないから、もつと多くの國債を買入れることの出来る人に國の爲に盡して戴かうと云ふ人もあるやうであります。一家の僅かの金でも一國民一枚の國債でも國家の總力となり、戦局を切り抜ける基礎となるのであります。

武力戦に依る戦が如何に強くとも、背後の經濟力で破れては終局の勝利を得ることは出来ません。この經濟力をこそ我々國民各自の力であります。

我が國の經濟力は日露戦争當時に較べて銀行

預金は十八倍、郵便貯金は百十倍、拂込資本金は十九倍、内地貿易額は九倍、國民所得は十一倍とそれ／＼巨額の増加を示し、非常な躍進を遂げてゐます。その上最近の生産力擴充によりまして、從來我が國に不足してゐた時局に必要な物資の生産力は着々擴充せられつゝあるのでありまして、之が完成の曉には從來持たざる國と云はれてゐた我が國は一躍持てる國となるのであります。今や國民各自が眞に舉國一致でこの國力を發揮すべき時であります。

支那事變國債は直ちに軍費となり躍進日本の原動力となるのであります。國民が擧つてこの國債を買入れることを、我々の強き力の具體的發揮に外ならないのであります。



### 事變下の農業勞働對策

可能にするこゝなる。従つて各地方の農業生産事情を考慮し、畜力・機械力等をも併せて計畫的な勞働調整を行ひ、農村よりの軍需工業等に對する勞働力供給については勞働調整計畫に基いて計畫的ならしめねばならない。よつて地產經濟更生委員會や農會等に於て農村勞働の調整に關する基礎的計畫を調査樹立し、その計畫に基いて諸般の勞働對策を綜合的ならしめ、又軍需工業に對する勞働力供出を計畫的ならしめるやうにしてゐる。

#### 二、勤勞奉仕班

これは各町村に勤勞奉仕班を設置して主として部落單位に活動して應召農家の勞働不足を補ひ、以て應召農家の生活安定を期すると共に、生産力の維持を圖らんとするものである。政府では昭和十二年度に八千六百三十一、昭和十三年度に九千九百八十九の町村に對して助成が行はれ本年度も同様助成がある見込である。

#### 三、共同作業の奨勵

今次事變が勃發すると共に人馬の應召徵發が多數の農村壯青年と農耕勇躍戦線に向つたとして又一方には時局に必要な産業の爲に多數の勞働力の需要が増加して、農村の青年がこれ等の方面に進出した者が夥しいので、自然農村の勞働力は相當減少を來してゐるのであつて、他面各種の事變下に於ける生産の増加を必要とする關係上、我が國農村の勞働力の問題は非常に緊要な事柄となつてゐるのである。

これに對して政府及び縣に於てはこの勞働力減少に基く影響を出来る限り減少せしめて、農業生産を支障なく遂行せしめる爲に種々の方法をとりつゝあるのであるが、左にその施設の概要を記して各位の充分なる理解ある協力を要望することとする。

#### 一、農村勞働力の綜合調査

農村勞働力の流出はどかく地域的に偏しやすいつ傾向にあり、無計畫なこの流出の趨勢をこの儘放置する事は必要な國家生産の維持擴充を不

我が國の農村では昔から隣保共助による共同作業の風が存するので、甚だ喜ばしい事であるが、勞働力の減少に伴つてこの風を益々普及徹底せしめて、勞働能力の増進を計ることが大切である。

現在農會が共同作業について指導してゐる農家組合の數は全國で十二万一千百七十六に達してゐる。

#### 四、集團的移動による勞力補給施設

勞力減少に伴つて、單に勤勞奉仕班の活動及び共同作業ばかりでは勞力補給に尙不十分な場合があり、殊に平時に於ても農繁期に他町村或は他府縣から勞働力の補給を受けてゐた地方では、その補給に關して特に施設する必要があるから、農繁期勞働力補給對策として各地方農家に於ける農繁期の差異を利用して、相互に集團的に勞力の移動を行ふ施設である。

#### 五、農業機械の移動配給施設

各種物資の使用消費は甚しい制限を受けることを止むを得ない状態にあるので農業機械についても新しく製作してその擴充を圖ることは追々困難となりつゝある。従つて既にこれまでに作られてゐる農業機械を充分に利用する爲に、その地域的偏在を調整することが大切であるし又個人的に使用してゐるものでも共同使用するやうにし、又故障があるものは充分修理出来るやう施設するものである。

#### 六、農山漁村共同施設

改良農具設置 農事實行組合等をして各種の改良農具を設置して共同利用せしめんとするもの。

勞力利用機具設置 畜力利用を充分ならしめる爲の利用機具の共同利用施設。

簡易小水力利用設備 小水力利用設備により、農業動力を補給せんとするもの。

共同曳船施設 沿岸小型漁船用共同曳船を以て漁村に於ける勞働力緩和に資せんとするもの。

蓋共同施設 養蠶實行組合、ふ共同施設に助成し、養蠶勞力の緩和を計らんとするもの

#### 七、農地の交換分合斡旋施設

我が國農家の農地は分散してゐることが多く従つて農作上勞力の浪費が多く、又經營の改善を妨げることが大である。今回政府は臨時租稅措置法の改正によつて、耕作を目的とする土地の所有權及び永小作權の交換をなした時、登記に關して登録税を免除する事とし、農地の交換分合を促進せしめることとなつた。而してその免除は市町村農地委員會の斡旋した交換分合について行はれるものであるが、政府はこれ等農地委員會等をして積極的に自作地又は小作地の交換分合をなさしめるやうにすることとし、その施設に對して助成する事となつた。

#### 八、農耕馬補充及び借馬斡旋施設

農耕馬の徵用に依り畜力の不足、自給肥料源の窮乏が少くないので、その補給の爲に道府縣

又は各種團體等の馬の共同購入並に借馬の斡旋施設をしようとするものである。

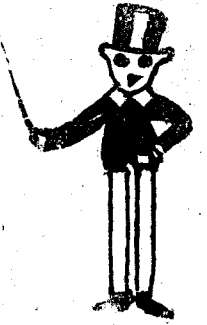
#### 九、畜牛補充施設

事變に伴ひ牛の屠殺數が急増し、爲に畜力及び自給肥料源の不足を來す虞れがあるので、牛の増殖を促進し且つ畜牛の分布を適正ならしめんとするものである。

以上は政府又は縣のどめつゝある農業勞働對策の大体であるが、何としても農業生産維持擴充の大きな力は農民の自覺である。

勞働力が減少してゐる場合、各農家が生産方法の改善を考へないで、舊來の農法に甘んじたり、又個人的な自家經濟ばかり考へて、國家としての大目的を忘れてしまふならば、勞働力の減少は農業生産に對して更に大きな影響を與へるに至るのである。

x x x



## 物價抑制に 協力せよ

支那事變の推移と長期建設の進展に對應すべき戰時經濟の運営の上で特に現下の最大の急務は、生産力の擴充と物價調整の解決とである。就中物價對策がすべての根本となるべきものであつて、もし確實にこれが目的を達成することが出来ないで、物價の暴騰を來すやうな事があつたなら、一切の經濟國策はその樞軸を失つて竟に聖戰の目的達成も期待出来ないことになるのである。

即ち若し物價の暴騰を來すに至つたとすると

- (一) 輸出を困難ならしめて軍需及び生産力擴充緊要な物資の輸入力を著しく減殺する。  
事變下の我が國戰時經濟は、兵品の供給確保

を主眼として編成された物資動員計畫の下に進められたものであつて、龐大な軍需資材の供給を確保すると同時に生産力の擴充に要する資材並に輸出工業の原料を確保し、更に圓ブロック向輸出制限を緩和するためには相當巨額の物資を必要とするのであるがこの巨額に上る物資の需要に應ずるためには國內に於ける生産力の擴充、生産の増加に努むると共に輸出の増進によつて海外よりの物資輸入能力を増大させなければならぬのである。

然るに國內の物價が昂騰することは懸て輸出價格の昂騰となり、自然輸出減少となつて國際收支の不均衡を來して國內正貨の不足となり従つて重要物資の輸入力を減殺するに至るのである。

- (二) 政府豫算の執行を阻害し、軍需の充足をも至難ならしめる。

軍事豫算はそれで飛行機や戦車や大砲を始め兵士の必要資材や衣服や彈丸等の軍需を

購入するのであるが、例へば機關機一臺七萬圓の時百臺購入するため七百萬圓の豫算を作つてあるとして、物價が上つて一臺拾萬圓となれば同じ、豫算では七十臺しか買へないことになる百億の豫算のうち人件費を除いて物資購入の費用を七割の七拾億圓として、假に物價が一割上つたとすると、こゝに七億圓だけ豫算を新たに増さなければ豫算だけの軍需資材を買ふことが出来なくなるのであつて、非常に大きな問題である。

- (三) 國民貯蓄の意を根底より覆し、公債政策の運行並に生産力擴充資金の調達を不可能ならしめる。

- (四) 生産力の擴充に要する事業の基礎を脆弱にし、其の經營の前途を不安ならしめる

- (五) 國民生活を危殆に陥らしめ、社會の不安を助成する。

右の三つについては先掲の「長期建設と經濟統制」「悪性インフレーションと物價統制」等

の項に於て大體説明したので此所には詳述を略するが物價の暴騰は以上述べやうな結果を來して戰時經濟を根本的に破壊するに至ること、歐洲大戰當時のドイツの例に徴して明かである。

蓋し物價は財政經濟の凡ゆる部面と密接な相互關係があつて、その綜合點として現はれるものであるから、根本的に財政經濟の全分野、即ち物資の生産・配給・資金・勞力・運輸等の適合並に調整等に互つて綜合的對策を樹てこれを實現することに依つて始めて事變初期の目的であるところの長期建設の大業を達成することが出来るのである。

しかして其實行に付ては政府が全機關を擧げて一層有機的にその機能を發揮すると共に、一般國民が戰時物價問題解決の重大性及び根本的對策の趣旨を深く認識して協力することが大切であつて、眞に官民一致の全面的努力に依らなければならぬのである。切に各位の戮力を望む次第である。



### 木炭瓦斯並薪瓦斯發 生裝置設置の補助 金交付

政府に於ては、昭和十二年事變勃發と共に非常時燃料國策を樹立しまして、同年九月石油消費規正法令を公布して、之が配給の統制と節約を強調し、その代用燃料として木炭瓦斯並薪瓦斯發生機の普及獎勵を圖り、この設備費に對して二分の一以内の獎勵金を交付することとして極力獎勵せられた結果過去二ヶ年間に、廣く相當の成績を擧げてゐるのであります。

本縣に在りても斯うした國策に順應し、昭和十二年木炭瓦斯發生裝置設置補助規程を發布して、縣下の動力源必要者に對して勸奨した結果その實績の見るべきものがあるので尙一層その普及徹底を期するの必要を感じ、本年度も極力各關係者に對して設置せしむべく努めて居るの

であります、殊に本縣は林業縣として豊富なる資材を持つてゐる關係上、この施設は最も適切なる代用燃料として相應しく既に各種の用途に對して相當な成績を擧げてゐる實績に鑑みても製材業者、農事實行組合その他の團體及縣民各位は、戰時國策線に副ふべく、この施設を充分利用せられんことを切望するのであります。

#### 木炭瓦斯發生裝置補助申請

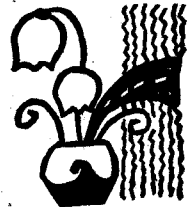
- 一、設置箇所 郡市村大字 番地
- 二、動力機ヲ使用ス (製材木工精米等)
- 三、動力機ノ名稱及型式
- 四、木炭瓦斯發生裝置ノ名稱 型式 馬力數
- 五、製作者ノ 所氏名
- 六、性能試驗合格年月日

- 七、一ヶ年ニ於ケル作業總數
- 八、事業繼續見込年數
- 九、木炭瓦斯發生裝置購入費
- 十、荷造運搬費
- 右木炭瓦斯發生裝置設置可致候ニ付補助金交付相成度設備配置圖相添此段及申請候也

知事宛 氏名 住所

- (參考) 瓦斯發生機の種類
- 松岡式(鹿児島市加治屋町) 理研式(東京市麴町區有樂町)
- 業株式會社) 三浦式(埼玉縣川口市)
- 並式(廣島市打越町) 小林式(大阪市西區江戶)
- 堀北通四丁目) 淺川式(福岡縣築紫郡那珂村)
- 白土式(東京市大森區大森七丁目) 燃研式(東)

- 京市麴町區 赤木式(廣島縣甲奴郡上)
- の内株式會社) 由商會) 赤木
- 下町) 川島式(千葉縣長洲町) 内田式(廣島市左)
- 官町) 愛國式(東京市麴町區平河町) 内田機械
- 合資會社) 愛國燃料機械株式會社)



### 時局の推移に伴ふ 本縣國民精神總動員の 持續強化方案

支那事變は今や東亞新秩序建設の新段階に入り而かも國際情勢は極めて複雑微妙にして前途容易ならざるものあるを思はしむるの秋全國民愈々國家總力戰體制の飛躍的増強を圖り以て興亞聖業の達成を期せざる可からず。曩に事變勃發するや國民夙に盡忠報國の誠を

效し克く舉國一致の戰時體制を確立し來れるも更に今後の重大なる新局面に即應するには國民精神總動員運動を一層強化し倍々日本精神を發揚し之を國民日常の業務生活に具現する物心一如の實踐運動たらしなべきなり依つて此際從來決定せる本縣國民精神總動員實施要項並昭和十三年度實施計畫の徹底を圖ると共に特に左記事項を強調し本運動の實果を收むべきなり

記

(一) 運動綱領

- 一、肇國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す
- 二、大に日本精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す
- 三、一億一心各々其の業務に精勵し奉公の誠を效さむことを期す

(二) 努力目標

- 一、時局認識の徹底

- 二、國力増強への協力
- 三、銃後々援の強化

(三) 實業事項

- 一、生産力擴充の徹底を圖ること
- 二、勤勞倍加、能率増進を圖ること
- 三、物資を愛護し消費を節約すること
- 四、要重資源の回收再生に努むること
- 五、生活刷新事項を勵行すること
- 六、貯蓄組合の普及並貯蓄の増加を圖ること
- 七、金を政府に賣却すること
- 八、銃後奉公の活動を促進すること
- 九、健康の保持体力に増進に努むること

(四) 強化方法

- 一、指導網の整備擴充を圖ること
- 二、教育教化關係者の積極的活動を促すこと
- 三、青年並婦人を對象とする運動の發展強化を圖ること
- 四、常會(町内會、部落常會、町村常會)五人

- 組十人組等の普及並活動促進に努むること
- 五、市街地及股販産業方面の自肅自戒を徹底すること
- 六、農業報國運動産業報國運動等と緊密なる連携を保つこと



購買心抑制に對する  
小賣商の自肅に就て

我國は東亞新秩序の建設の爲に官民一致あらゆる犠牲を拂つてもその最後目的達成に邁進せねばならないのである、政府の執りつゝある經濟統制も、物價統制も皆この長期建設の目的の爲である、金の保有狀況調査も、臨時國勢調査も目的は支那事變の新段階に處する國策樹立計畫なのである、

此の我が國是なる東亞新秩序の建設には確固不動の官民一致の協力を要することは勿論である。

日本百貨店組合に於て、はこゝに大に鑑みる所ありて國民の購買心抑制に協力せんとして、福引並に景品つき販賣を行はざること、又季節賣出の爲特殊の裝飾及び宣傳を行はざること等につき自肅、自戒の申合せをしたのであつて、之は最も時宜を得たことである、本縣に在りても此際一般小賣商に於ても、百貨店のとつた心構へを以て自肅販賣をなし購買心の抑制に協力を商工會議所・商工會を通じて小賣商に呼びかけることゝなつた。

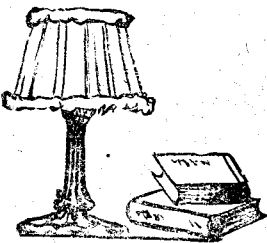


官公衙等に於ける  
金の賣却狀況に就て

金を政府に賣却することは縣がその取扱を開始と共に市

00881

でも町村でも之に協力し凡ての金を政府に賣却せられつゝあるのであるが、官公衛學校の教職員でもその家族の所持品を取纏めて、特に取扱銀行員の出張を求められて、金の賣却をせられつゝあるのであつて、六月十日迄に於けるものを示せば、米子運輸事務所は第一回を五月末に賣却せられ二十圓金貨等外百七十一點を賣却せられ、鳥取聯隊區司令部は六月五日第一回金の賣却を實施と共に管内に於ける在郷軍人聯合分會長及び分會長に對し、金集中運動並金の保有調査趣旨の普及徹底を圖り、此際在郷軍人會員は能く本運動の目的を認識把握し、町村當局と相協力して率先實踐の範を示し、郷黨に愛國の意氣表現を期すべく様通牒を發して激勵する所あり、鳥取地方裁判所に於ては六月八日第一回賣却を實施せられ、又内務省千代川改修事務所は六月九日に、倉吉驛及鳥取驛は六月十日賣却をせられて好成績を擧げてゐるのである。



### 傷痍軍人小學校 教員養成所の開設

傷痍軍人職業再教育の機關として傷痍軍人小學校教員養成所が出来たことは前に記したところであるが、今回この養成所が宮城・岡山・小倉の三師範學校内に各設置されることになりました。修業年限は一ケ年で来る九月一日から開始せられます。入學資格は傷痍軍人であつて中等學校以上の學力ある者で、本人の願出により縣知事に於て詮衡の上推薦せられます。合格して入所した者には年三百圓以内の範圍で、其の家庭の狀況其の他經濟上の事情を斟酌の上修學手當を給與せられます。希望者は縣廳社會課に問合せ所定の書類を附して知事宛に願出して下さい。

00882



### 興亞青年勤勞報國隊

日滿支提携による東亞新建設の曉は來た。大陸開發の重任は今や我が國青年の双肩にかゝつてゐる。日本の青年が如何に大陸に進出活躍するかは、先輩將兵が流血奮闘したその尊い成果を如何に啓培育成して輝かしい大東洋文化の華を咲かせるか否かの分岐點である。

今回文部省ではこの大陸への青年發展の基調たる大陸認識と實踐奉公を目標として、企畫院興亞院其の他關係各省と連絡協議の上、本年夏期に於て一般青年並に學生生徒を滿洲に派遣して、現地建設、文化工作並に内地に於ける農業生産擴充計畫遂行上必要な飼料の生産等を行はしめ、之等の集團的勤勞訓練を通じて興亞精神

を體得せしむると共に、直接生産並に建設等の事業に協力せしめる事とし、興亞青年勤勞報國隊を組織することとなつた。

依つて本縣でもこれに参加して隊員を派遣する事とし、募集編成等夫々準備が完成していよいよ近く青年隊の出發を見ることとなり、既に幹部十名は去る六月十七日日本縣を出發して茨城縣の内原訓練所に於て訓練中である。左にこの勤勞報國隊についてその概要を記述することとする。

#### 派遣隊員

全國で募集する派遣隊員數及在滿期間

區別	隊員數	指導者數	計	在滿期間
先遣隊	二九〇人	一〇人	三〇〇人	七月上旬ヨリ九月下旬迄三ケ月
青年隊	三、八〇七	四四	四、二四一	七月下旬ヨリ八月下旬迄一ケ月
學生隊	一、五〇〇	三三〇	一、七三〇	七月下旬ヨリ八月下旬迄一ケ月
計	五、五九七	六六四	六、二六一	

00883

本縣の派遣隊員

- 幹部十名
- 中隊長 山脇光治(縣廳)
  - 中隊本部長 倭島藤藏(氣)
  - 伊田喜好(日)
  - 遠藤茂(米)
- 方面隊附本部長 古谷信文(東)
  - 第一小隊長 齊江明(東)
  - 第二小隊長 土橋義晴(岩)
  - 第三小隊長 福田好市(氣)
  - 小隊本部長 金山速水(西)
  - 同 野儀美彰(東)

青年隊 百二十一名(内ラッパ手一名)

  - 鳥取市 二名 米子市 七名
  - 岩美郡 一三名 八頭郡 一四名
  - 氣高郡 一七名 東伯郡 四七名
  - 西伯郡 八名 日野郡 八名
  - 青教養成所八名

學生隊 專門學校以上の學生を本隊とするものであ

つて本縣では鳥取高農から十名を派遣する事となつてゐるが、外に本縣では男子師範生から五名を派遣する。尙幹部として高農から一名師範から一名を出す。

右の中青年隊は青年學校生徒青年團員並に青年學校教員養成所生徒であつて年齢概ね十八歳以上二十五歳まで、身體強健思想堅實であつて東亞建設勤勞奉仕作業に對する熱意を有する者より選定したものである。

勤勞奉仕の種類

中隊は府縣單位を以て編成し、本縣派遣隊は牡丹江省に派遣される筈である。

勤勞奉仕はそれらの派遣地に於て開墾、農耕、除草、中耕、病虫害驅除、刈取、調製、牧畜、土地改良、土木、建築其の他工鑛勞務、輸送、醫療、國境建設特殊業務等について勤勞奉仕するものであつて、中隊内に醫療班を編成する外、事故を○した者には日本及現地政府に於て救恤の措置を講ずることになつて居り、在滿

00884

の所要經費は日本及び滿洲政府に於て負擔するものである。

本縣出發及準備訓練

隊員に對しては府縣に於て適宜訓練してから茨城縣東茨城郡下中妻村内原にある滿蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所に行き、幹部は二週間、青年隊は一週間訓練して後滿洲國に向つて出發することになつてゐて、その本縣出發時期は

幹部 六月十七日午前十時三十分縣廳集合、壯行會の後午後三時三十七分上り列車で發車した。

青年隊は 六月二十四日午前八時三十分縣廳に集合、壯行會の後午前十一時五十七分發上り列車で發することになつてゐる。

x x x



積羅賣に  
國債購入を  
銃後の奉公

支那事變國債のことについては別項に記載の如くで、事變下長期建設の爲には政府は實に多額の軍事公債、貯蓄債券を發行しつゝ、あつて、之が消化は舉げて銃後國民の双肩にあるのである、縣に於ては官民一致總親和を以て、事變處理に當つて遺憾なきを期してゐるのである

此の度縣と郡市畜産組合當局との申合せに依つて、本縣の最も誇りとする因伯牛が時局の影響を受け最近畜産界に異常の好況を呈し、近く縣下で行ふ積羅賣に當りても相當高價値を豫想せられ、今や國を舉げて貯蓄の獎勵、國債の購入に全力を傾注してゐる折柄なれば、斯業生産者の自覺と理解ある協力によつて、國策に順應

して國民貯蓄の實行と、國債消化に六月積糶賣より左の標準による國債購入をなし一段と銃後國民の緊張味を示すこととなつた。

(一) 積生産者は糶賣に際して左の割合により國債を購入する。

賣却高五十圓以上百圓まで

國債賣出價格 七圓以上

同 百一圓以上二百圓まで

同 十四圓以上

同 二百一圓以上

同 二十四圓五十錢以上

(二) 國債が賣切又は發行期間中でない場合は相當額を畜産組合に於て差引保管し發行の都度國債を以て交付する。

× × ×

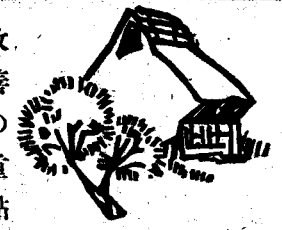


### 婦人團體に於ける

### 甘藷増産の協力について

本縣に於ては國策に順應して無水酒精原料甘藷の増産目標百十萬貫に向つて大童となつてその目的達成に官民一致の協力を望み、曩には千代川廢川地、皆生競馬場跡地に於ける縣その他職員鳥取、米子兩市男女中等學校職員生徒集團勤勞奉仕作業のことは、本報に記述の如くであるが、  
他面地方婦人團體や愛國婦人會等が、大に本計畫に協力せられて目醒ましき活動を開始せられつゝあることは、洵に心強く感ぜられるのである即ち、氣高郡大正村婦人會及女子青年團は同村地域内に於ける、千代川廢川敷地約七反を無償借受け、縣の指導によつて之に甘藷苗の植

けをなし、又岩美郡網代村、漁村で耕地の乏しきにも拘はらず、現在の船置場を整理して之に甘藷苗を植付け、愛國婦人會鳥取市支部では修立分會が先頭に久松、醇風、遷喬の各分會で、各その分會區域内の各家庭の宅地休閑地を利用して甘藷の栽培を勸説し、苗の配付をなし増産に精進しつゝあることは婦人の力に依り、國策に順應したるものと云ふべく、事變下に於て最も機宜を待たるものである。



### 酒精原料甘藷 耕種法改善規準

#### 改善の重點

- 1 品種の選擇を誤らぬこと
- 2 良苗の育成に努めること
- 3 挿苗法に注意すること

#### 品 種

- 4 挿苗期を早めること
- 5 施肥に注意すること

#### 1 平坦部

- イ、岩手二號
- ロ、伯州赤
- ハ、山陰二號
- ニ、七福
- ホ、魁

#### 2 山間地

- イ、岩手二號
- ロ、山陰二號
- ハ、七福
- ニ、伯州赤
- ホ、魁

#### 3 砂土地帯

- イ、伯州赤
- ロ、七福
- ハ、魁
- ニ、岩手二號

#### 一、諸 苗

- 1 芽苗を使用すること
- 2 苗は健全にして太く、長き約一尺にて十二三節あり、各節の葉が損傷してゐないものを用ふることを

#### 一、苗 床

- 1 南向きの溫暖な、排水がよくて管理に便利なところを選ぶこと



- 2 第一回の採苗より五十五日前に設置すること
- 3 苗床面積は本圃一反歩當り一坪半を標準とすること
- 4、床巾六尺、長さ適宜、床底は凸型木框又は藁圍とし、踏込後油障子で覆ふこと

一 苗床の踏込

- 1 踏込は適當の固さに行ふこと
- 2 床の温度は攝氏二十五度内外で四十日間持續出来るやうにする。
- 3 踏込の材料は三回に分ち交互に踏込み、米糠は周圍に多く使用すること
- 4 坪當踏込例

(例一)

紡績屑 十五貫  
 厚さ約一尺  
 水 一石五斗

(例二)

新鮮厩肥 五十貫  
 米糠 一斗  
 葉 十五貫  
 厚さ約一尺一寸

(例三)

稻葉 二十五貫  
 米糠 一斗  
 水 一石  
 厚さ約一尺一寸

一、床土

- 1 床土は輕鬆にして肥料分を有するものを用ふる
- 2 床土は普通の畑土を五分、腐熟堆肥四分砂又は粃殻一分の割合に混合し、數回切返を行ひ、之に坪當二百匁内外の草木灰を撒布すること
- 3 床土は踏込後三日内外を経て相當發熱してから四寸位の厚さに入れること

一、伏込み

- 1 種蒔の大きさは四十匁から六十匁位のもので品種の特性を具備し、病徴のないものを選ぶ。
- 2 坪當りの種蒔量は十貫内外
- 3 伏込方は床温の一定するを待つて床の一方から一列宛畦狀に伏込むこと

- 4 蒔の底面を踏込材料との間隔は二寸位とする
- 5 種蒔の上に床土又は粃殻か麥稈を二寸位に覆ひ、其の上に藁束を列べて置く

一、苗床管理

- 1 床温が四十度以上に上ると危險であるから適宜放熱する
  - 2 十日内外で發芽するから被覆物は徐々に取り除けて日光に馴らして行くがよい
  - 3 温暖な日中には日光に浴せしめ、夜間及寒濕な日には障子を覆つて置く
  - 4 灌水は一時に多量用ひないで屢々小量づつ行ふこと
  - 5 採苗一週間位前から霜の心配のない夜は外氣に當てること
  - 6 夜露は早朝竹類で町寧に拂ふこと
- 一、採油
- 1 伏込後五十日位経れば前記の良苗が得られるから、缺で町寧に基部二節位を残して摘み切り、掻き取りは避けること

- 2 採苗後坪當り四升位の人糞尿又は硫酸を水にかして施用すること

一、本圃の整地

- 1 なるべく深耕して土地を膨軟ならしめ、町寧に地均しを行ふこと
- 2 畦は比較的高く設け乾燥をはかること、但し早魃の虞ある砂土地では比較的低く設けること
- 3 開墾地では特に土地を膨軟にすること

一、植付け

- 1 平坦部では降霜の虞のない五月五日頃から同月末迄が適期である
  - 2 栽培密度は畦幅二尺株間一尺五寸、反當三千六百本を標準とすること
  - 3 植付方法は水平植とすること
  - 4 植付當初から活着まで、乾燥に失する場合は灌水せねばならぬ。
  - 5 種蒔用栽培は六月下旬に植付を行ふこと
- 一、本圃の肥料
- 1 施肥料の改善上、相當量の收穫を得る爲

に相當多量の施肥が必要であるから次の標準例に依つて施用する。

(例一) 壤埴平坦部

堆 厩 肥	三〇〇貫	元肥
配合肥料十二號	一〇	同
過燐酸石灰	四	七月上中旬追肥
木 灰	二〇	同

(例二) 黒ボク地平坦部

堆 厩 肥	三〇〇貫	元肥
配合肥料十三號	一〇	同
過燐酸石灰	五	七月上中旬追肥
木 灰	二五	同

(例三) 砂土地帯

堆 厩 肥	三五〇貫	元肥
配合肥料十二號	一〇	三貫七月上中旬追肥
肥過燐酸石灰	三	七月上中旬追肥
木 灰	二〇	八月中下旬追肥

(例四) 山間部

山間部に於ては平坦部に於するが、木灰の施用期は七月下旬から八月月上旬とすること

(例五) 壤埴土開墾地

堆 厩 肥	二五〇貫	元肥
配合肥料十二號	一〇	同
過燐酸石灰	五	七月中下旬追肥
木 灰	二五	同

(例六) 黒ボク地開墾地

堆 厩 肥	二五〇貫	元肥
配合肥料十二號	一〇	同
過燐酸石灰	五	七月中下旬追肥
木 灰	二五	同

一、本圃の管理

- 1 缺採及發育不良の株はなるべく速く補植すること
- 2 生育の初期に於て除草を兼ねて軽い中耕を行ひ、土地を膨軟にし且つ地温を高めて諸の發育肥大を促すこと
- 3 蔓の一尺位伸長した頃先端を摘みとり側枝を發生せしめて、徒長を防ぎ莖葉の充實を圖ること
- 4 除草の都度蔓返しを行ひ、九月以降は蔓

を引上げて節部からの根を防ぎ、過度の繁茂を抑制することに努め、地面の乾燥を圖り諸の發育肥大を促すこと、但し砂土に於ては蔓返しを行はず、蔓が相當繁茂して早魃の虞なきとき蔓の引上げを行ふ

5 最後の除草及蔓返し(九月初旬頃)の際畦溝を浚へ上げて整畦すること

6 高温多湿にして徒に莖葉の繁茂に過ぎたる場合は、摘心又は蔓切を行ひ、適宜抑制に努めること

一、收 穫

1 なるべく諸の充實肥大を圖る爲本圃に遅くまで置くを可とするも、平坦部に於ては十月下旬より十一月上旬、山間部に於ては十月中下旬に掘取ること

2 降霜に遭遇すると貯藏能力が減退するから掘取の適期を過ぎぬやうに注意せねばならぬ

3 種蒔は普通掘取のものよりも平坦部に於

ては二三週間、山間部に於ては一週、間砂土地に於ては三―四週間早く掘取ること

一、種蒔の貯藏

- 1 種蒔は四十匁乃至六十匁のものであつて充實した若蒔であること
- 2 掘取後約十日間風の吹きさらさぬ場所で種蒔に附着した土を乾燥させること
- 3 貯藏場所は排水が良く外部から鼠や水の浸入しない場所を選定して床下に三和土で諸釜を設けること
- 4 地方に依り山麓の横穴に貯藏するもよい
- 5 貯藏量は貯藏所内容の三分の一に止めること
- 6 貯藏中温度の變化が著しい時は腐敗しやすいから、籾殻の充分乾燥したものを多量に用ふること
- 7 横穴は排氣孔を設けること

備考

◎鳥取縣臨時配合肥料配合表

第十二號

貫

硫酸アスモニア	一、九〇〇匁
大豆油粕	二、〇〇〇
可溶一六過燐酸石灰	四、五〇〇
硫酸加里	一、五〇〇
米糠	一〇〇〇
計	一〇、〇〇〇

貫

第十三號	
硫酸アンモニア	二、〇〇〇匁
大豆油粕	一、四五〇
可溶一六過燐酸石灰	五、二五〇
硫酸加里	一、三〇〇
計	一〇、〇〇〇



傷痍軍人相談所の移轉

從來縣社會課内に在つて、傷痍軍人の教養並に身上に關する一切の相談、各種手續の斡旋指

導等の事務を執つてゐた、大日本傷痍軍人鳥取縣支部は室の狹隘なるを之等傷痍軍人の色々といふことを慮り、六月二十日縣會議事堂の下部一室に事務所を移轉して、一層の便利を圖ることとなつたので大に之が利用を望みます。

六月二十一日發行「週報」並に「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 週報 第四百四十號掲載内容
  - 一局下に於ける勞働力持久策 (厚 生 省)
  - 金の集中運動と金の國勢調査 (大 藏 省)
  - 商工省の機構改正について (商 工 省)
  - 時局と讀書界の傾向 (帝 國 圖 書 館)
  - 公衆衛生院とは (厚 生 省)
  - 國際時事解説 (外務省情報部)
  - 憲政權の對外策 (外務省情報部)
  - 寫眞週報第七十號掲載内容
    - 濟度の光を求めて
    - 金の國勢調査
    - 天津英佛租界隔經
    - 明日の母學園
    - ス・フの洗濯
    - 海外通
    - 讀者のカメラ

昭和十四年六月廿三印  
昭和十四年六月廿三發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高部大正村大字古梅  
印刷所 鳥取縣鳥取市古梅